

〈資料〉

プロビンス裁判所法

——カナダ・B. C. 州-2005年法——

村 井 衡 平

記 録

カナダの B. C. 州のバンクーバーにあるプロビンス裁判所は、1979年7月6日に新しく開設された州の裁判所庁舎（New court complex）とは全く別個に、やや離れた所に1970年頃に設けられたようである。家庭部、少額請求部、および刑事部に分かれている。（塚本重頼著、裁判制度の国際比較、333頁、1989年）

Consolidated British Columbia Family Law-statutes. pp. 719-744.

第1条 定義。本法において

“会議”とは、第21条のもとで継続される司法会議を意味する。

“裁判所”とは、B. C. 州の裁判所を意味する。

“専任裁判官”とは、第6条(1)(b)のもとで任命される裁判官またはパート・タイム裁判官以外の裁判官を意味する。

“裁判官”とは、裁判所の裁判官を意味し、かつ、首席裁判官、陪席裁判官および行政裁判官を意味する。

“司法裁判官”とは、第30条1項のもとでの司法裁判官として任命された裁判官を意味する。

“判事”とは、治安判事を意味する。

“パート・タイム判事”とは、第9条1項(1)のもとでパート・タイム判事として事務所をもつ判事を意味する。

“年金プラン規制”〔2003年法第29条により廃止〕

“手続”とは、裁判所の面前における民事または判事の手続もしくは訴訟を意味する。

“公的サービス年金プラン”〔2003年第59章第29条により廃止〕

“公的サービス年金共同信託合意”〔2003年法第59条により廃止〕

第2条 プロビンス裁判所は継続される。

(1) B. C. 州のプロビンス裁判所は継続される。

(2) 裁判所は記録裁判所である。

(3) 裁判所およびすべての判事は、B. C. 州の全土を通じて、地方裁判所判事、下級裁判所判事、B. C. 州もしくはカナダの憲法またはその下で、1人または2人以上の判事に与えられるか、または課せられるすべての義務を遂行する権限を有している。

(4) 〔2000年法、第37章、第14条により廃止〕

(5) 裁判所は青年刑事裁判所（カナダ）の目的のための高等裁判所として企図され、かつ、判事は本法のもとでの判事の任命による青年裁判所判事である。

(6) 裁判所は、B. C. 州のどこでも、裁判所の仕事を規律正しく処理することができる。

第2条1 判事の独占的な管轄権。 B. C. 州の裁判所において、判事のみが

(a) 裁判所侮辱を委託され、

(b) 憲法問題法の第8条のもとでそれについて要求される事項を審理する。

(c) 請求が最初からのものが、契約上の権利または請求なのか、を決定する事項を審理する。

(d) 権利および自由に関するカナダ憲章のもとで生じるか、それについて憲法問題法第8条のもとでの通知を必要としない手続上の審理をし、かつ、

プロビンス裁判所法

(e) 犯罪により一定期間の拘置を言渡される人は、拘置の期間、有責とされる。

第3条 家族手続は、定められた場合を除いて公開される。

(1) 本条に従い、家族または子どもに関する事項を扱う裁判所の面前での手続は、公開されなければならない。

(2) 法務長官は本条の目的のために、官報に家族または子どもに関する事項を、本条が家族または子どもの事項とみなされるために公表しなければならない。

(3) 判事は裁判所の面前の子ども以外に、法手続の当事者または彼等の弁護士が出席することが

- (a) 家族的に子どもの最善の利益を損い、
- (b) 家族への成年当事者の利益を損うか、または
- (c) 正義の執行に干渉する

と満足するとき、裁判所の面前の子ども以外の人を法廷から排除することができる。

(4) 判事は、ある人の存在が裁判に影響を及ぼすと合理的な疑いを越えて満足するとき、子どもまたは手続当事者を法廷から排除することができる。

(5) 本条は、判事が疑わしい証人を法廷から排除するのを阻止すると解釈されてはならない。

(6) 裁判所の面前における家族または子どもの事項に関して、人はいつでも、子どもまたは公衆の同一性を明示することになるいかなることも開示してはならない。

(7) 第6項の規定にかかわらず、手続に関する報告書の批判または分析は、主として訴訟手続または法学的もしくは社会的な調査に従事した人を手助けするために計画された書面に公表されるであろう。

第4条 家事問題における訴訟裁判所の手続。

(1) 第2項の目的のために、法務長官は訴訟裁判所の登記所として、い

ずれかの裁判所を指定することができる。

(2) 1955年の離婚法（カナダ）または家族関係法のもとでの控訴裁判所における手続は、指定された登記簿にファイルされる。

(3) プロビンス裁判所の判事は、1985年（カナダ）離婚法または家族関係法のもとでの手続の中間的申立を審理し、かつ、決定することができる。ただし、第2項のもとで指定された登記簿にファイルされた第31条、第38条(1)(c)(iv)は、この限りではない。

(4) 第3項に引用された中間手続中に判事の判決によって影響をうける人は、プロビンス裁判所の判事に控訴することができる。

第5条 家庭裁判所委員会。 (1) 地方自治体は毎年1月に自治体委員会によって任命された家庭裁判所委員会をもたなければならない。

(2) 家庭裁判所委員会のメンバーには、勉学、健康、保護観察または福祉について経験のある人を含まなければならない。

(3) 家庭裁判所委員会のメンバーは無報酬である。

(4) 家族に関する事項が審理される裁判所施設が1つの自治体に複数存在するか、1つも存在しないとき、各地域において仕事をした代表者によって家庭裁判所委員会が組織されなければならない。

(5) 関連する自治体は、1人のメンバーを主席、そして他のメンバーを陪席として任命しなければならない。

(6) 家庭裁判所委員会は、下記の仕事をする。

(a) 少なくとも1年に4回、家族および子どもに関する事項のための自治体の財源を考慮、かつ、調査し、さらに一般的にそれが得策と考えることを裁判所、法務長官または他の人に勧告する。

(b) もし要求されるとき、裁判所の職員および判事を手助けし、委員会に付託された個々の事件に財源または援助を提供する。

(c) 過去1年間の彼等の活動に関して、関連のある団体および法務長官に報告書を送る。

第6条 判事の指名および再指名。 (1) 委員会の勧告にもとづいて、

プロビンス裁判所法

委員会における副知事は、国爾のもとで、

(a) 必要と考える委員会における副知事として裁判所の判事を任命し、かつ、

(b) 判事が辞職または退任したときは、彼または彼女が第11条(1)のもとで義務を割り当てられるように、判事を再任する。

(2) 本条のもとで、人は彼または彼女が少なくとも5年間、B. C. 州の法律協会の善良なメンバーであったか、または州の法律上もしくは裁判上の経験がなければ、判事として任命されてはならない。

(3) 下記の人々は第(1)項(b)のもとで再任されることはないであろう。

(a) 55才未満の人または70才以上の人、

(b) パート・タイム判事として事務所をもつか、もっていた人、

(4) 事務所の義務を始めるに先立って、本法のどの規定のもとで任命された判事も、下記のように宣誓をしなければならない。

私は……私が真実かつ忠実に、私の技術と知識に従って、B. C. 州の地方裁判所の判事としての私に負わされ義務および権限を執行し、かつ、私はエリザベスⅡ世女王、彼女の継承者および相続人に忠実である。

第7条 1 時的な任務。B. C. 州の控訴裁判所または最高裁判所の判事は、プロビンス裁判所の判事となることができ、かつ、そうするときは、その裁判所の判事である。

第8条 臨時の判事。 主席判事はある人を

(a) 命令の中で定められた期間、または

(b) 命令の中で定められた特定の事件もしくは双方について、

(c) 被指定者がB. C. 州以外の州において、刑法典に定められた地方裁判所の判事であり、かつ、

(d) 他州において地方裁判所の首席判事またはそれと同等の地位にある人が任命に同意するとき、

判事として任命することができる。

第9条 [2003年法, 第59章第30条により廃止]

第9条1 パート・タイム判事。(1) 55才に達したのち, 少なくとも10年間, 判事として仕事をする人は, 首席判事によって指定された裁判上の義務を履行するため, パート・タイム判事としての事務所を設けることができる。

(2) [2005年法, 第1章, 第8条(b)により廃止]

(3) 首席判事, 準首席判事または行政判事は第1項のもとで選挙するが, しかし本条のもとで首席判事, 準首席判事または行政判事としての仕事をする間, パート・タイムの判事として仕事をするのではない。

(4) 首席判事による他の方法で承認されない限り, 第1項のもとでの選挙を希望する判事は, 首席判事および法務長官に, フル・タイムのサービスを止めたい旨を少なくとも6カ月前に, 通知しなければならない。(5)

首席判事は, 第4項のもとでなされる通知の形式および方法を特定することができる。

(6) 第1項のもとでの選挙は, ひとたび判事がパート・タイムとしての仕事を始めるとき, 取り消すことができず, かつ, パート・タイムの判事は, 第1項の下で事務所をもつことを中止する以前に, フル・タイムの判事としての事務所を回復することができない。

(7) [2003年法, 第59章, 第30条により廃止]

(8) [同 上]

(9) [同 上]

(10) [同 上]

(11) 本条のもとでのパート・タイム判事は, 下記のいずれかが早い時機に, 事務所をもつことを止める。

(a) 判事が70才に達する日,

(b) 判事がフル・タイム判事としての仕事を止めた日から5年を経過した日,

(c) 第17条(2)のもとで従った有効な辞職の日,

プロビンス裁判所法

- (d) [2005年法, 第1章, 第8条(b)によって廃止]
- (12) [2005年法, 第59章, 第30条によって廃止]
- (13) 第1項および第14項は, 第6条1項(b)のもとで任命される判事に適用しない。
- (14) ある人が
 - (a) 2001年7月1日と本条が効力を生じる日の間に, 判事としてのフル・タイムの仕事から引退または辞任し,
 - (b) その人の引退または辞任の有効な日付の直前に, 本条がその日に効力を有しており, かつ,
 - (c) 本条が効力を生じて30日以内に, 本条に従ってパート・タイムの判事として勤める本人の意思を首席判事に書面で伝えるとき,第1項の下で選択をし, かつ, 第4項に従って首席判事に通知をしたものとみなされ, さらにある人を判事として指名することは, 退職または辞職にかかわらず, その人は本条の下で本条に従ってパート・タイムの判事として引続いて仕事をする事ができる。

第10条 首席, 同僚および行政判事。(1) 委員会における州の副知事は, 裁判所の首席判事としての判事を任命しなければならず, かつ, 裁判所の陪審判事として1名以上の判事を選任することができる。

(2) 主席判事の指示に従い, 陪審判事は主席判事と同じ権限を有し, 義務を負う

(3) 主席判事の勧告にもとづき, 法務長官は1名の判事を行政判事と指定し, 主席判事の指示に従って, B. C. 州の領域において法務長官が指定する権限および義務をもたせる。

第11条 主席判事の権限および義務。(1) 主席判事は判事を監督する権限および義務を有し, かつ, 下記の1つ以上のことをすることができる。

- (a) 判事が行動すべき単独または複数の事件を指示し,
- (b) 判事が行動すべき裁判所施設を指示し,

- (c) 首席判事が得策を考える判事に義務を指定し、
 - (d) 評議員会における副知事によって命じられた他の権限を行使し、他の義務を履行する。
- (2) 第25条2項の下で、判事に関するすべての申立は首席判事に文書で行われ、彼は申立を調査してのち、申立人および判事に文書で回答しなければならない。
- (3) 判事が彼または彼女の義務を適切に履行しているかどうかに関して、
- (a) 首席判事が調査を必要と考えるとき、
または
 - (b) 首席判事が法務長官によって調査をするよう要求されるとき、
首席判事が調査しなければならない。
- (4) 第3項の下での調査の申立について、主席判事は、
- (a) 本法のもとで主席判事に与えられた権限を行使する必要があると考えるとき、改善方法をとることができるか、または
 - (b) 判事が彼または彼女の義務を履行するのが適切かどうかを調査するよう命令し、
- さらに主席判事は法務長官に、調査の性質、関連する事実、事実認定およびとられた改善方法をのべる文書による報告書を提出しなければならない。
- (5) 首席判事が第(4)項(b)のもとで調査を命じるとき、主席判事は第(4)項の下で準備された報告書のコピーと共に、書面による通知をしなければならない。

第12条 [2003年法、第59章、第30条による廃止]

第13条 [同 上]

第14条 判事の義務。(1) 第2項の規定に従い、専任の判事は、彼または彼女自身、排他的に裁判上の義務に従い、かつ、直接にも間接にも、他の仕事、職業または業務に従事してはならない。

(1.1) 第2項および第3項の規定に従い、非常勤の判事は、直接また

プロビンス裁判所法

は間接に、他の仕事、職業または業務に従事してはならず、彼または彼女自身、下記の法則を適用することによって得られる1年間の週の数に応じて、裁判上の義務に専念しなければならない。

$$\frac{\text{非常勤の年間の給料} \times 1.35 \times 52 \text{週} = \text{週の数}}{\text{非常勤の年間の給料}}$$

(2) 主席判事の承認を得て、委員会における副知事は、判事を任命する命令に含まれるなんらかの条件に従って、彼または彼女の裁判上の義務のどれか、またはすべての代わりに、判事に他の義務を割り当てなければならない。

(3) 非常勤の判事は彼または彼女自身を(1.1)の目的のために、主席判事によって予定された勤務日または勤務日の1部を裁判上の義務に専念しなければならない。

第15条 [2003年法, 第59章, 第30条によって廃止]

第15条 [同 上]

第16条 [同 上]

第17条 事務室の開室期間。(1) 本法の定めに従い、判事は事務室を良好な機能に保たなければならない。

(2) 判事は、辞任の有効な日付をのべる辞任書を法務長官に提出することができ、辞任はそれによって有効となる。

(3) 判事は、70才に達する月の終りに事務所をもつことを終了する。

第18条 事務所を離れたのちの判決。第28条1項C以外に事務所の継続を終了する判事は、その日から12週の間、事務所の維持を中止する以前に審理した手続について判決を言渡すことができる。

第19条, 第19条1ないし8。[2003年法, 第59章, 第30条により廃止]

第20条 [2002年法, 第7章, 第17条により廃止]

第21条 司法委員会。(1) 裁判所の司法委員会は継続される。

(2) 委員会のメンバーは、下記のとおりである。

(a) 議長としての主席判事。

- (b) 副司会者としての副主席判事または2名以上の副主席判事が選出されるとき、委員会における総督によって司命される。
 - (c) B. C. 州の法律協会の会長または会長によって任命される人。
 - (d) カナダ法曹協会 B. C. 支部会長または会長によって指名された人。
 - (e) 委員会における州知事によって3年以内の任期で指名される判事1名および4名以内の他の人。
- (3) 主席判事が司法委員会の会合に出席しないとき、代理司会者が司会しなければならない。
- (4) 委員会の面前での手続において、多数決がないとき、司会者は第2次および決裁投票をしなければならない。
- (5) 委員会における副知事は、判事でない委員会のメンバーに、それが適当と判断する全額を支払うことができる。

第22条 委員会の目的。委員会の目的は、司法サービスおよび以下を含めてその機能を改善することにする。

- (a) 判事の指名に関する委員会における副知事の提案を考慮すること、
- (b) 判事に関する要求を考慮すること、
- (c) 裁判所の司法サービスの改善に関する提案を考慮すること、
- (d) 判事の教育を継続し、判事の会議を構成すること、
- (e) 判事と相談し、判事のための倫理法典を準備すること、
- (f) 法務長官が必要と判断する事項について報告すること。

第23条 法務長官は調査を命じることができる。(1) 法務長官は、判事が彼または彼女の義務を遂行する適格性に関して調査するよう命じることができる。

(2) 法務長官が第1項のもとで調査を命じるとき、第11条(4)項の下で作成された報告書と共に、書面による通知をしなければならない。

第24条 調査が命じられるとき、(1) 第11条(5)項または第23条(2)項の

プロビンス裁判所法

もとで調査が通知されてから14日以内に、関連する判事は裁判所に対し、

(a) 評議会または

(b) 最高裁判所の主席判事によって任命された最高裁判所の判事のいずれかが調査するよう命じなければならない。

(2) 判事が第1項の下で引用された期間内に調査しないとき、調査裁判所は委員会である。

(3) 裁判所が構成されたのち、法務長官は第27条(4)のもとで維持される適法を委員会に、第11条(4)のもとで首席判事によって作成された報告書のコピーを渡さなければならない。

(4) 調査が命じられるとき、関連する判事は、俸給を併うすべての義務を中断させられる。ただし、主任判事が無俸給の延期を命じるときは、この限りでない。

(5) 第11項(3)のもとで調査を指揮した主任判事または同僚判事は、同じ事項に関する調査委員会のメンバーとなってはならない。

第25条 主任判事に関する不平。(1) 第11条および第24条は、主任判事に関する調査の不服には適用しない。

(2) 主任判事に関する不服は、法務長官あてに行われなければならない、彼は不服を調査したのち、書面により、申立人および主任判事に報告しなければならない。

(3) 主任判事の適格性に関する第23条(1)項のもとで、法務長官が調査を命じるとき、調査は最高裁判所の主席判事によって指名された最高裁判所の判事によって構成される裁判所の面前で行われなければならない、かつ、第26条ないし第28条の規定が適用される。

(4) 調査が命じられるとき、主席判事は有給のまますべての義務を免除される。ただし、法務長官が免除は無給で行われる旨を命じるときは、この限りでない。

第26条 調査の範囲。調査を指揮するに当り、裁判所は判事が彼または彼女の下記を含む義務の遂行の適格性に関するすべての事項を考慮する。

- (a) 精神的または肉体的な無能力,
- (b) 非行,
- (c) 彼または彼女の事務の不履行,
- (d) 彼または彼女の事務の履行と相入れない行為。

第27条 調査の手続。(1) 本法の下で調査を行うに当り、裁判所は調査法の第1条、第15条および第16条のもとでの委員の保護、特権および権限をもつ。

(2) 本法の下での調査は、公開で行われなければならない。ただし、裁判所が調査またはその1部が内密で行われるべきであると判断するとき、調査またはその1部に秘密のうちに行われるべきである。

(3) 調査が行われるとき、裁判所は判事に

- (a) 調査の時間および場所について合理的な通知をし,
- (b) 調査される事項を特定し、かつ,
- (c) 自らまたは弁護士により、質問をうけ、反対尋問をし、証拠を提出する機会を与えられなければならない。

(4) 調査の目的のため、裁判所は弁護士を依頼し、報酬を決定し、本条以外に充当されることのない総合収入基金から支払われなければならない。

(5) 第11条(3)項のもとで調査が開始されたのち、または第11条(4)項または第23条1項のもとで調査が命じられたのちに判事が辞任する場合、調査は、法務長官が別のことを命じるとき、完了されなければならない。

第28条 裁判所の権限。(1) 調査の結果にもとづいて、裁判所は

- (a) 懲戒の有無と関係なく、判事の復職を命じ
- (b) 報酬の有無と関係なく、6カ月を越えないさらなる期間、判事の停職を命じ、または
- (c) 判事を事務所から解任するよう

命じることができる。

(2) 判事が復職し、かつ、解任の間、彼または彼女は報酬を受け取らな

プロビンス裁判所法

かった場合、裁判所は解任の期間中の報酬を彼または彼女に支払うよう命じることができる。

(3) 裁判所は関連する判事、主席判事および法務長官に、即座に、命令およびその理由を書面で通知し、かつ、命令およびその理由のコピーを公告のため、バンクーバーの最高裁判所の登記官に発送しなければならない。

(4) 判事の解任のため第1項(e)のもとの命令は、

- (a) 第29条のもとの控訴が棄却されたとき、または
- (b) 控訴期間が経過したとき、

有効である。

第29条 控訴裁判所への控訴。第28条(3)項のもとの通知が彼または彼女に個人的に送付されたのち、30日以内に、判事は第28条(1)項のもとなされた命令を控訴裁判所に控訴することができ、かつ、法務長官は被控訴人となる。

第30条 治安判事。(1) 評議会における副知事は、国爾のもとの授權により、副知事が必要と考える治安判事を指名することができる。

(2) 彼または彼女の義務に入るに先立って、第1項の下で指名された判事は、下記のとおりに宣誓しなければならない。

私……は、誠実かつ忠実に、私の熟練と知識に従って、治安判事としての私に認められた義務、権限および信頼を実行し、さらに私はクイーン・エリザベス2世女王に忠実である。

(3) 地方裁判所、控訴裁判所および最高裁判所の判事は、治安判事である。

第30条 1 裁判所判事の辞任。(1) 評議会における副知事は、評議会の勧告にもとづいて、第30条のもとの任命された判事を解任することができる。

(2) 本法の規定に従い、裁判所判事は善行の間、事務所を保有する。

(3) 本条が施行される直前に、第35条のもとの裁判所仲裁人に任命され

たすべての判事は、本法第1項のもとで裁判所判事として指名されたものとみなされる。

第31条 判事の管轄権。(1) 第2条1項の規定に従い、判事が

(a) 事件もしくは基礎事実または

(b) 一群の事件もしくは基礎事実に含まれる事件もしくは基礎事実を審理している場合に、判事が第11条1項のもとで首席判事によって指摘されるとき、判事は事件または事実に関する立法のもとで、裁判所のすべての権限および管轄権を行使することができる。

(2) 判事は青年犯罪者法（カナダ）、青年犯罪者法（B.C.）、若年判事法（カナダ）、青年刑事法、児童・家族および地方自治体サービス法、家族関係法および少額請求法のもとで、審理のために必要なすべての事項を処理し、休会を認める。

(3) 判事の面前における審理の途中で、判事がある人を裁判所侮辱で召喚するとき、犯罪法第27条に参照される呼出状を発行し、あたかも犯罪に関する告発であるかのように、決定のため、判事のもとに召喚する。

(4) 情報または請求に関する判事の面前での審理中に、第2条1(b)より(d)のもとで、判事の専属的な管轄権について問題が生じるとき、判事は審理を終了し、情報、請求または申立を判事による新しい審理に付記しなければならない。

(5) 第5節のもとで命令するに当り、判事は、制約なしに、下記の要因を含めて、考慮しなければならない。

(a) 基礎事実に含まれる事実上および法律上の争点の複雑さ、

(b) 基礎事実の審理のために提案される期間の長さ、

(c) 潜在的な収入または結末のきびしさ

(d) 事態の成り行きのなかでの公共の利益。

第32条 判事の給料および年金。(1) 主席判事について調査したのち、法務長官は主席判事以外の判事に支払われるべき報酬を決定しなければならない。

プロビンス裁判所法

(2) [2003年法, 第59章, 第30条により廃止]

(3) [同 上]

(4) [同 上]

(5) [同 上]

(6) 評議会における副総督は、公的分野年金計画法が裁判所判事以外の特定判事に適用される旨を命じることができる

(7) [2003年法, 第59章, 第30条により廃止]

第32条 1 [2003年法, 第59章, 第30条により廃止]

第33条 事務所の期間。 (1) 判事は事務所を保有することを

(a) (b)項に従って、65才に達するとき、

(b) 第2項が適用される場合と、70才に達するとき、または

(c) 雇用条件に反して居所または職業を変更するとき、

終了する。

(2) 評議会の勧告により、委員会における州知事は、命令により、第30条のもとで指名された人が65才を越えて事務所を継続または回復するのを許可することができる。

(3) 第30条2項のもとである人が事務所の業務をはじめて開始するときにした宣誓は、本人が事務所を継続し、または復職の目的のために引続いて有効である。

(4) 判事は、辞任の有効な日付および辞任が同日に効力を生じる旨をのべる辞任者を法務長官に提出することによって辞任することができる。

第34条 利害関係の衝突。判事の配偶者または共同経営者は、該判事の面前でなされる手続に関与してはならない。

第35条 [2001年法, 第20章, 第12条により廃止]

第36条 [同 上]

第37条 [同 上]

第38条 [同 上]

第39条 [同 上]

第40条 〔同 上〕

第41条 裁判所の管轄および運営。(1) 法務長官は裁判所施設およびサービスに関する規定、作用および維持について責任を負う。

(2) 法務長官の指揮に従い、かつ、司法行政に関する首席判事の指揮のもとに、裁判所サービス首席管理官は、裁判所のための施設、登録所および行政サービスを指揮し、監督しなければならない。

第42条 民事責任からの免除。判事は彼等の職務上の資格によってなし、またはなされなかった事項のため、最高裁判所の判事が判事としてなし、またはなされなかった事項と同様に民事責任を免除される。

第43条 裁判所および自治体による罰金および他の違約金の政府への支払。(1) 本条において、“罰金”には下記を含む。

(a) B. C. 州またはカナダの立法のもとで、裁判所または判事に支払われた費用および手当。

(b) 裁判所によって判事に課せられた罰金、違約金および料料。

(2) B. C. 州の他の法律にかかわらず、カナダのなんらかの法律に従い、裁判所は登録したすべての罰金を少なくとも1カ月ごとに財務長官に支払わなければならない。

(3) すべての地方自治体および地方的な地区は、財務長官に、条令違反を理由に科せられ罰金以外に、法律により地方自治体または地方的な地区に支払われることが要求されるすべての罰金を支払わなければならない。

第44条 他の立法への参照。(1) 他の立法において、下級判事、警察裁判所判事または同代理または有給治安判事は、判事を指揮するものとみなされる。

(2) 他の立法において、下級判事または警察裁判所というのは、裁判所を参照するものとみなされる。

以 上。